

ネーミングライツパートナー募集要項

【横断歩道橋】

対象資産 No.	募集施設
R 8 - ネ 8	山之上高田線横断歩道橋

令和 8 年 9 月

枚方市 総務部 財産活用課

1. ネーミングライツ導入の目的

枚方市市有資産民間提案制度の一環として、市の施設のネーミングライツを企業等に付与することを通じて、企業等の協力により施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

2. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の施設等に企業名や商品名を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）から対価（ネーミングライツ料）をもらい、施設の維持管理等に役立てます。

全国的には、野球場等のスポーツ施設、コンサートホール、歩道橋、公園、公衆便所等に導入されています。たとえば、京セラドーム大阪（大阪ドーム）、ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）、ロームシアター京都（京都会館）等です。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例等で定められている正式名称については変更しません。

また、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3. ネーミングライツパートナーにとっての効果

(1) P R効果

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のP R効果が期待できます。

(2) 社会貢献活動

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や市民サービスの向上に貢献することができます。

(3) イメージアップ

ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをP Rすることができるので、イメージアップにつながります。

(4) パートナーメリット

当該施設の使用等、希望する特典（パートナーメリット）を提案することができます。なお、内容については、協議のうえ決定します。

4. 横断歩道橋の概要

対象資産	施設名	所在地（枚方市）	概要
R 8－ネ 8	山之上高田線横断歩道橋	茄子作3丁目37地先	市道山之上高田線（2車線）に架かる歩道橋である。枚方市立春日小学校の通学路として利用されている。

対象の横断歩道橋については、契約期間中、点検の実施及び点検結果に応じた工事の可能性があります。

5. 契約期間

- (1) 契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、契約開始日は協議等の進捗により前後する場合があります。
- (2) 本市が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、原則として、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行い、愛称変更による利用者の混乱を防止します。ただし、契約の更新は1回を限度とします（ただし、施設の点検結果等により更新ができない場合があります。）。

6. 費用負担

(1) ネーミングライツ料

ア) 契約希望金額は、年額15万円以上（消費税及び地方消費税は別途必要です。）

イ) 契約希望額を下回る応募は不可とします。

ウ) ネーミングライツ料は、金銭による支払いとします。

エ) ネーミングライツ料は、歩道橋の維持管理等に役立てます。

(2) ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりです。なお、これらの費用は、ネーミングライツ料とは別負担です。

区 分	ネーミングライツパートナー	市
愛称表示の設置及び維持管理	○	
契約終了時の原状回復	○	
契約締結後に作成する印刷物やホームページ等の表示変更		○ (※市が作成するもののみ)

7. 愛称

(1) 愛称の付け方

ア) 愛称は、施設名称を含めることを基本とし、下記の例の通りとします。

例)「□□□会社 ○○○BRIDGE 山之上高田線横断歩道橋」、「□□会社 山之上高田線横断歩道橋」など ※企業名等 ＋ 歩道橋名称

イ) 愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限りません。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴや企業マークについては、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

ウ) 不適切な愛称表示の例

- ・近隣の地域名を含む等、施設の所在地を誤認させるような名称
- ・一般的に施設名として理解されず、施設の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）

- ・信号や交通標識と誤認させるようなもの（進入禁止マーク、信号の絵、矢印等）
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、どくろマーク等）

(2) **愛称の変更禁止**

市民等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) **愛称表示**

愛称表示の設置場所・大きさ・色彩等については、「ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準」を順守してください。

(4) **愛称の周知**

決定した愛称については、速やかに市民等に周知・PRを図るものとしますが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

(5) **愛称の使用**

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用するものとします。

8. 応募資格

応募内容を自ら主体となって実施できる個人、法人又はその他団体（共同応募も可能）とします。ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者又は業種・団体は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア) 成年被後見人
 - イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がさ

- れた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。)
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
 - (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
 - (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
 - (12) たばこに関する業種
 - (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
 - (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
 - (15) 興信所・探偵事務所等の業種
 - (16) 政治団体又は宗教団体
 - (17) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者又は業種
- ※ その他関係法令等に従う必要があります。
- ※ 共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

9. 応募手続き

(1) 募集期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年 10 月 30 日（金）まで（必着）

(2) 応募方法

「郵送・郵便局留」（簡易書留）により、必要書類を財産活用課に提出してください。持参による提出は受付できませんので、ご注意ください。

複数の施設について応募する場合は、1 通の封筒でまとめて提出していただいても構いません。

【送付先】

〒573-8799

枚方郵便局留 枚方市役所 総務部 財産活用課 宛

(3) 提出書類

ア) 提出書類は、次の表のとおりです。

複数の施設について応募する場合は、「ネーミングライツ申込書（様式 1）」・「愛称表示のイメージ図」は各施設について作成し、それ以外の書類は 1 部だけで結構です。

イ) 任意で参考資料を提出していただくこともできます。

ウ) 提出書類は、原則として返却しません。

書類名	部数	備考
ネーミングライツ申込書（様式 1）	1 部	

愛称表示のイメージ図	1 部	・カラーで作成したもの ・カラー印刷したもの（紙で）＋ データ（メールで）を提出してください。 ※愛称表示として掲出したい企業ロゴ・企業マーク等もイメージ図に盛り込んでください。 ※ご提出後に「ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準」の範囲内であるか確認するため、色の J I S マンセル値並びに表示物全体及び各文字の寸法をお尋ねさせていただく場合があります。
枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 2）	1 部	
主な事業活動の内容がわかる書類（様式任意）	1 部	
共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等（様式任意）	1 部	・共同応募の場合のみ
成年後見登記されていないことの証明書 及び 本籍地の市区町村長発行の身分証明書【原本】	1 部	・個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・提出前 3 か月以内に発行されたもの
更正手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類【写し】	1 部	・該当する場合
納税証明書【原本】	1 部	・【国税】法人税、所得税、消費税の未納税額がないことを証明する納税証明書（税務署所定の様式。法人の場合は様式その 3 の 3、個人の場合は様式その 3 の 2） ・【市税】本市の市税の滞納無証明書（市税を分納している場合は、毎月 10 日から 20 日の間に証明書発行手続きを行うこと。） ・提出前 3 か月以内に発行されたもの
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】	1 部	・法人の場合 ・提出前 3 か月以内に発行されたもの
定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類【写し】	1 部	・法人格のない団体の場合
住民票の写し【原本】	1 部	・個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・提出前 3 か月以内に発行されたもの
印鑑証明書【原本】	1 部	・法人：法務局発行の印鑑証明書 ・個人・法人格のない団体の場合の代表者：各市町村発行の印鑑証明書 ・提出前 3 か月以内に発行されたもの

(4) 質問の受付及び回答

ア) 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年 10 月 16 日（金）まで（必着）

イ) 受付方法

質問書(様式3)を、メール、FAX、郵送又は持参により、財産活用課に提出してください。(持参する場合は、土・日曜日、祝日、休日を除く9時から17時30分まで)

ウ) 回答方法

随時、ホームページで公表することとします。

10. ネーミングライツパートナー候補者の選定方法

- (1) 本市職員で構成する委員会(以下「委員会」といいます。)において、次の観点から応募内容を総合的に審査して選定します。複数の応募があった場合は、審査の結果、最高点数を獲得した者を候補者として選定します。該当者が複数いる場合は、審査項目の「②ネーミングライツ料」、「③社会貢献」、「④愛称」の順に点数が最も高い者を候補者として選定します。なお、応募者が1者のみの場合にも、審査を行います。

【審査項目の概要】

	審査項目	主なポイント
①	応募者	・応募の資格を満たしているか
②	ネーミングライツ料	・どの程度歳入の増加が見込めるか
③	社会貢献	・市民サービスの向上・施設の魅力向上につながる提案か ・地域活性化につながる提案か
④	愛称	・愛称の付け方・ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準を満たしているか ・公共性・公益性・中立性・品位等を妨げないか ・親しみやすさ・呼びやすさ・わかりやすさ ・施設イメージと合致しているか ・施設の管理運営に支障が生じないか
⑤	パートナーメリット	・内容が妥当か

- (2) パートナーメリットについては、委員会による審査の結果、承諾できない場合があります。希望するパートナーメリットが契約の必須事項である場合には、応募の段階でその旨をお知らせください。
- (3) 選定結果は、応募者に文書で通知します。

11. ネーミングライツパートナー候補者決定後の流れ

(1) 契約に向けた最終協議・調整

- ア) 施設等への愛称表示のデザイン、設置の時期・場所・方法等について、詳細な協議を行います。
- イ) 愛称表示のデザイン等については、施設の所管部署・関係部署等との協議が必要です。また、枚方市景観条例に基づく市長の助言等を順守してください。
- ウ) 愛称表示の設置の際には、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく手続きを行っていただく必要があります。
- エ) その他、必要に応じて関係機関等との協議、諸手続きを行っていただきます。

(2) 契約締結

- ア) ネーミングライツパートナー候補者との協議が整い次第、契約を締結します。
- イ) ネーミングライツパートナー候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切ることがあります。この場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

ウ) 上記イ) の場合、次点者を新たなネーミングライツパートナー候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

(3) **愛称等の公表**

契約締結後、市は、施設の愛称、ネーミングライツパートナー名、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等により公表します。

12. ネーミングライツ開始までのスケジュール

ネーミングライツ開始までのおおまかなスケジュールは、次のとおりです。

令和8年9月～同年10月	ネーミングライツパートナー募集
令和8年11月	ネーミングライツパートナー候補者の選定
	契約締結に向けた協議
令和8年12月	契約締結
令和9年1月～同年3月	ネーミングライツ開始に向けた準備（愛称表示等）
令和9年4月	ネーミングライツ開始

13. その他

- (1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事实施の際、愛称表示看板等の一時撤去等を行う場合があります。

14. 問い合わせ先

枚方市 総務部 財産活用課（市役所本館3階）

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1347（直通）

FAX 072-841-3039

E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp

（※応募先は「9. 応募手続き」をご参照ください。）

ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準

この基準は、愛称表示の設置について、枚方市屋外広告物条例等に基づく規制・許可の手続等の定めのほか、個別施設の実情に応じた文字等の大きさや色彩等について定めたものです。

ネーミングライツパートナーは、これらの条例等及び当基準を順守のうえ、景観に配慮した愛称表示の計画を立案して下さい。

設置場所	・ 桁に設置。※写真、図を参照。
設置箇所数	・ 2箇所(上下線各1面)とする。
表示方法	・ シールにより表示。
表示面積	・ 縦50cm×横500cm以下(1箇所あたり)。
企業ロゴ・企業マーク	・ 文字サイズと同程度の大きさとする。 ・ ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることを前提とする。
文字	・ 縦20～30cm×横20～30cm。 ・ 文字列は1段。
色彩	・ 地色・文字色は、対象施設と同系色又は調和した単色とし、周辺景観との調和に配慮すること。(用途地域に関係なく枚方市屋外広告物ガイドラインによる) ・ 企業ロゴ・企業マークについては、協議の対象とする。
その他	・ 愛称及び企業ロゴ・企業マーク以外は表示しないこと。 ・ 愛称表示のデザインは周辺地域の景観と調和を図ること。 ・ 愛称表示は、安全性に配慮した設置方法とすること。 ・ 愛称表示は、施設管理者との協議により必要な管理・点検を行うこと。

【対象資産 No. R 8 - ネ 8 山之上高田線横断歩道橋】



※設置場所や形状等はイメージであり確定したものではありません。